

「違反原因行為の実態調査」へのご協力について

一般貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

国土交通省では、令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等の新たなルール適用にあわせて、長時間の荷待ちなど、皆様が法令遵守できなくなる恐れのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主・元請事業者（荷主等）に対し、貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを行うなど、適正な取引の推進のための様々な取組を実施してきました。

令和7年度は、10月・11月を「集中監視月間」と位置づけ、この「違反原因行為の実態調査」等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対する監視の強化を行い、働きかけ363件、要請7件、勧告1件を行ったところです。調査から1年が経過しましたが、いまだ改善が見られない事案もあると思われることから、今年度もアンケート調査を実施することにいたしました。

ご回答いただいた内容は、トラック・物流Gメンの活動（前述の法に基づく働きかけなど）に活用いたしますので、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

回答方法（下記①②いずれかの方法でご回答ください。）

① Web フォームからの回答 ←可能な限りこちらでの回答にご協力をお願いします。

下記 URL から PC、スマホ等にて回答フォームへアクセスの上ご回答ください。

<https://form.run/@kokudo-auto-survey-general>

※ 右の QR コードをスマホ等で読み取り回答することも可能です。

※ yusou@intercore.jp に空メールを送信して URL を取得することも可能です。



【Web フォーム】

② FAX による回答

同封の調査票にご記入の上、下記まで FAX でご送信ください。

送信先：株式会社インター・コア **050-1785-1889**

回答期限

①Web による回答期限：令和8年9月4日（金）

②郵送・FAX による回答期限：令和8年9月4日（金）

※本アンケート調査は、トラック・物流Gメンが荷主等へ働きかけ等を行うための違反原因行為の情報収集を目的としています。回答いただいた内容を、関係機関（適正化事業実施機関のGメン調査員や公正取引委員会、中小企業庁など）に情報提供させていただくことがあります。情報提供を希望されない場合は、調査票に情報提供の可否を回答する問いを設けておりますので、希望しない旨をご回答願います。

※ここで得られた情報を基にしてトラック運送事業者に監査を行うことはありませんので、ご安心ください。また、是正指導等を行う場合であっても、トラック運送事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に情報を提供したり、公表を行ったりすることは決してありません。

※本アンケート調査でご回答いただいた内容について、トラック・物流GメンやGメン調査員が、皆様に電話やメールなどで詳細な聞き取りをさせていただく場合がございます。違反原因行為の詳細な情報や証拠となる書面等の提供にご協力をいただけますと、荷主等に対しより適切な是正指導が可能となりますので、是非ご協力をよろしくお願いいたします。

※なお、本アンケート調査とは別に、「トラック・物流Gメン」が皆様にお電話などで調査させていただくこともございます。その際には、本アンケートと同様に、御社の取引環境の実態をありのままにお話しただけですと幸いです。

※荷主等から違反原因行為を受けていない場合は、PC、スマホ等からの回答が便利です。

【調査主体】

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 トラック・物流荷主特別対策室

担当者：秋山、堤、盛崎

住所：東京都千代田区霞が関 2-1-3（調査票の郵送先・FAX 先ではないためご注意ください）

【お問い合わせ先（調査会社）】

株式会社インター・コア 調査担当

住所：東京都港区海岸 1-2-3 汐留芝離宮ビルディング 21 階

TEL：03-5050-0823（月～金：9 - 18 時）

問合せメールアドレス： yusou@intercore.jp

よくある Q&A （お問い合わせの前にご確認ください）

質問内容	回 答
貨物の運送をしていないにもかかわらず回答票が届いた。	・ <u>対象外</u> となりますので、破棄ください。（ご連絡は不要です。）
事業廃止等により回答できない。	・ <u>対象外</u> となりますので、破棄ください。可能でしたら、yusou@intercore.jp まで、封筒に記載されている事業者名と住所をお知らせください。
違反原因行為はない。	・ 調査票の <u>1 枚目のみご回答</u> をお願いします。Web 回答を選択すると短時間で終わります。
このアンケートに必ず回答する必要はあるか。罰則等はあるのか。	・ 本アンケートは <u>国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課トラック・物流荷主特別対策室が実施</u> するアンケートとなっております。 <u>アンケートは任意</u> となっております回答しないことによる <u>罰則はございません</u> が、 <u>トラック運送業界の健全化・持続可能な発展につながります</u> ので、ご協力よろしくお願いいたします。
どのような経緯でアンケートが届いているのか。	・ 国に <u>一般貨物自動車運送事業の許可申請書を作成・提出し、許可証を交付され、事業開始の届出をしている事業者皆さまに送付</u> しております。アンケートは任意となっており、罰則等はございませんが、今後のトラック運送業界の健全化・持続可能な発展につながりますので、ご協力よろしくお願いいたします。
URL を入力してもアンケートサイトに行けない。	・ <u>yusou@intercore.jp 宛に空メールを送付</u> してください。こちらから URL を送付します。内容を確認させていただき順番に対応しますので、長くて 2 日程度かかる可能性があります。（週末など）
回答するのにパソコンやスマートフォンが使えない。	・ パソコンやスマートフォンが使えない場合は、FAX での送信が可能です。 FAX 番号は「050-1785-1889」 です。送付状等の作成・添付は不要です。 ・ 郵送ですと、恐れ入りますが貴社負担となりますので、ご注意ください。 〒105-0022 東京都港区海岸 1-2-3 汐留芝離宮ビルディング 21 階 株式会社インター・コア 調査担当宛
本当のこと答えたら罰則とか監査とかあるのか。	・ 本アンケート結果をもとに罰則や監査を実施することはありませんので、ご安心ください。また、事業者名等が表に出ることもございませんので、ありのままをご回答いただけますと幸いです。今後のトラック運送業界の健全化・持続可能な発展にご協力いただけますと幸いです。
自社が回答したことは荷主等に分かってしまうのか。	・ いただいた情報をもとに是正指導等を行う場合であっても、トラック事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に情報を提供することはありません。
荷主等の情報について正確に書かないとだめなのか。	・ 荷主等の情報や違反原因行為の内容・場所等につきましては、できるだけ正確な情報をご記入ください。例えば、場所を「関東」や「全国」、「現場」のように曖昧にご記入いただいても、是正指導には活用できません。
荷主等の違反原因行為以外の国交省への問合せ	・ 本窓口は、荷主等の違反原因行為に関する内容についての窓口となります。その他の内容については、国土交通省貨物流通事業課に直接お問い合わせください。 電話番号：03-5253-8111（代表）
複数通届いた	・ <u>営業所単位でのご回答</u> をお願いしております。 <u>運送を行っていない営業所や貴社に関連のない宛先については破棄</u> ください。
Web 回答した内容を確認したい、回答を間違えたので削除したい	・ トラブルを防止するために、yusou@intercore.jp までメールでご連絡ください。
Web と FAX 両方で回答するのか	・ <u>複数回、同じ内容の回答をされても、回答は 1 件となります</u> ので、同じ荷主に對する同様の内容については <u>1 回のみの回答</u> としてください。
1 つの違反原因行為に複数の荷主等がいる場合の答え方	・ 例えば、「 <u>長時間の荷待ち</u> 」に <u>複数の荷主等が該当する場合、Web であれば複数回アクセスして回答</u> してください。FAX の場合は、お手数とご負担をおかけしますが、該当する用紙をコピーいただき、回答いただけますと幸いです。

本調査を通じて把握した情報やご意見は、分析及び是正指導に活用しています

令和7年度に皆様にご回答いただいた調査は以下のとおり違反原因行為の分析を行ったほか、集中監視月間（R7年10月～11月）における荷主等への是正指導に活用しました。

○調査対象事業者数：約6万社

○回答数：21,048件（R6:24,159件）※同一事業者からの複数回答を含む

<調査に基づく集中監視月間（R7年10月～11月）における是正指導実績>

勧告：1件（荷主1）

要請：7件（荷主6、元請1）

働きかけ：363件（荷主249、元請78、その他36）

⇒計371件の法的措置を実施

<これまでの是正指導実績（R1年1月～R8年5月）>

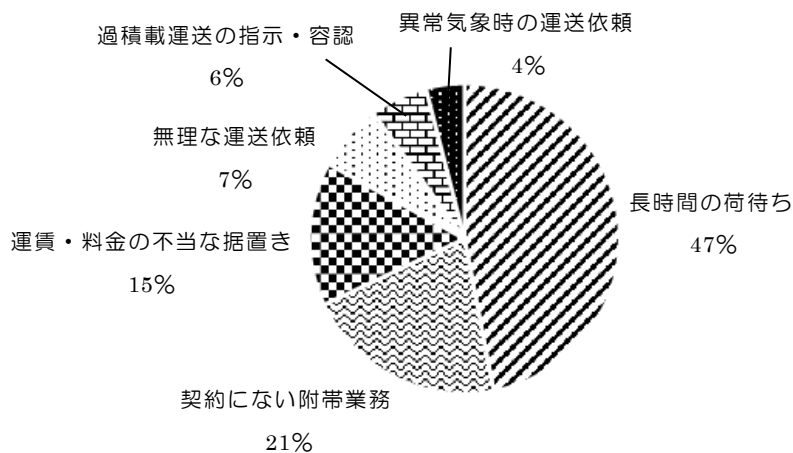
勧告：5件（荷主3、元請1、その他1）

要請：197件（荷主108、元請83、その他6）

働きかけ：2,445件（荷主1,725、元請605、その他115）

⇒計2,647件の法的措置を実施

【主な違反原因行為の割合】



今年度も本調査を通じて、荷主や元請事業者を含めた関係者に対し、必要な是正指導を実施することにより、不適正な取引慣行の改善を図り、トラック事業者の健全な経営環境の確保及びドライバーの労働条件の向上を促進し、持続可能で働きやすいトラック業界の実現を目指します。ご多忙のところ恐れ入りますが、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。